発行責任者:勝山 竜矢 記事担当者:野本 秀和

# Legal Networks —— 10 ——

~今月10月より最低賃金が改定されます~

毎年10月に"最低賃金"が改定されます。

最低賃金とは、都道府県ごとに決められる賃金の時間単価額 のことで、使用者は最低賃金額以上の賃金の支払いが義務づけ られています。

このほど、中央最低賃金審議会で最低賃金の改定目安が公表されました。

ランク別の引き上げ額は、**Aランク(埼玉、千葉、東京、神奈** 川、愛知、大阪)27円、Bランク(茨城など11府県)26円、C ランク(北海道など14道県)25円、Dランク(青森など16 県)23円となりました。

引上げ額の全国加重平均は26円(平成29年度は25円)となっており、平成14年度以降で最高の引き上げ額になります。

### 2018.10~

東京	神奈川	埼玉
¥985	¥983	¥898

今回は昨年と同様に最高の引き上げ幅になっております。

最低賃金以上の賃金を支払わない場合、罰則の適用(最低賃金法第40条により、50万円以下の罰金)がありますので、最低賃金以上支給しているか、再度ご確認されてみてはいかがでしょうか。

## ~平成30年10月1日より、健康保険被扶養者 認定の手続きが変更になります~

先日、厚生労働省より健康保険被扶養者認定事務の手続きについて変更があることが発表されました。

届出の際、原則的には扶養認定を受ける人の続柄や年間 収入などを確認する為の公的な書類の添付が必要なりま すが、事業主が年間収入や続柄を確認したことを届出書 に記載することで、公的な書類の添付が省略することが できます。

### <添付書類一覧>

80905.html

項番	添付書類	目的	添付の省略ができる場合
1	次のいずれか ・戸籍謄本または戸籍抄本 ・住民票 ※1 (提出日から 90 日以内に発行され たものを提出してください)	続柄の確認	次のいずれにも該当するとき ・ 被保険者と扶養認定を受ける方双方のマイナンパーが届書に記載されていること ・ 左記書類により、扶養認定を受ける方の続柄が届書の記載と相違ないことを確認した旨を、事業主が届書に記載していること
2	年間収入が「130万円未満 ※2」 であることを確認できる課税証 明書等の書類	収入の 確認	<ul> <li>・扶養認定を受ける方が、所得稅法上の控除対象の配偶者または 扶養親族であることを確認した旨を、事業主が届書に記載しているとき ※3</li> <li>・16歳未満のとき</li> </ul>
3	仕送りの事実と仕送額が確認できる書類 ・振込の場合 … 預金通帳等の写し ・送金の場合 … 現金書留の控え (写し)		・16 歳未満のとき ・16 歳以上の学生のとき

- ※1 被保険者と扶養認定を受ける方が同居していて、被保険者が世帯主である場合に限ります。
- ※2 扶養認定を受ける方が次のいずれかに該当する場合は「180万円未満」です。(収入には公的年金も含まれます)
  - ・60歳以上の方 ・障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者
- ※3 障害年金、遺族年金、傷病手当金、失業給付等非課税対象の収入がある場合は、受取金額の確認ができる通知書等のコピーの 添付が必要です。
- \* 被保険者と扶養認定を受ける方との同居の確認については、日本年金機構で確認を行うため、原則、書類の添付は 不要ですが、確認できない場合には、別途、住民票の提出を求めることがあります。
- ※上記表は日本年金機構HP『健康保険被扶養者認定事務の変更に伴うお願い』より抜粋

添付書類を省略する為には、マイナンバーの記載・続柄 の確認などが必要になります。

マイナンバーにつきまては、事前に回収しておいた方が得策と思われます。

詳しくは、日本年金機構HPをご覧ください。 http://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2018/201809/201

# ~今月より算定基礎届提出後の社会保険標準報 酬月額が適用されます~

算定基礎届提出後の社会保険標準報酬が今月より適用されます。

9月改定で10月納付分より変更になります。対象者の方には、標準報酬が変更になった旨の通知が必要になりますので、忘れずに対応をしましょう。

10月の労務管理スケジュール

9月分の社会保険料の納付

| 税務| 10/1~10/10

9月分の源泉徴収所得税額・特別徴収住民税額の納付



社会保険労務士事務所 リーガルネットワークス

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-36-12サンカテリーナビル6F

http://www.kintaikanrikenkyujo.jp TEL:03-6403-0861